

レベル	当該レベルへの引上げの基準	当該レベルからの引下げの基準
5	(5-3) 【山体周辺広範囲の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】 下記の現象を生じる噴火が発生、あるいは切迫 ・火砕流、火砕サージが火口から概ね30kmの範囲に流下 ・(積雪期)融雪型火山泥流が海岸部までの河川流域の居住地域に到達	[噴火発生の場合] 発生した噴火の規模、様式に応じ、活動状況の経過を見つつ警戒が必要な範囲を再検討の上、レベル5の中で切り替える 噴火が終息し、火山活動の低下が認められた場合、噴火発生場所、規模に応じて警戒が必要な範囲を再検討の上、レベル3以下に引き下げる [噴火未発生の場合] 左記に該当する現象が観測されなくなり、火山活動の低下が明確に認められた場合、地殻変動源や噴気、地熱の活動領域から警戒が必要な範囲を再検討の上、レベル3以下に引き下げる
	(5-2) 【山体周辺の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】 下記の現象を生じる噴火が発生、あるいは切迫 ・火砕流、火砕サージが火口から概ね4kmを超えて概ね20km(最大23km)まで流下 下記の現象を観測した場合 ・レベル4-2に示した現象の更なる増大、変化速度の急激な上昇 ・レベル5-1に示した規模の噴火の頻発、規模増大	
	(5-1) 【火口近傍の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫】 下記の現象を生じる噴火が発生、あるいは切迫 ・大きな噴石が火口から概ね4km以内に飛散 ・火砕流・火砕サージが想定火口から概ね4km以内に到達 ・湖底で、湖面上に影響を及ぼす小規模な噴火が発生	
4	(4-2) 【山体周辺の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性】 下記の現象を観測した場合 ・レベル4-1に示した火山活動の規模増大 ・新鮮なマグマを含む浮遊物等、湖底でのマグマの噴出を示す現象	左記に該当する現象が観測されなくなり、地震活動が低下、膨張・隆起を示す地殻変動が停止、収縮の傾向が継続した場合、レベル3以下に引き下げる ただし、レベル引下げ後に再び火山活動の高まりを示す変化が見られた場合は、基準に達していない場合でもレベル4に引き上げる。
	(4-1) 【火口近傍の居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生する可能性】 下記の現象を複数項目観測した場合 ただし、現象が顕著な場合は、単独の現象でも引き上げることがある ・山体地下浅部の膨張を示す明瞭な地殻変動 ・火山性地震の多発(発生場所を考慮) ・低周波地震、火山性微動の多発(発生場所、規模を考慮) ・活発な噴気、地熱域の拡大、顕著な温度上昇 ・多量の火山ガスの放出 ・変色水の発生頻度の増加	
3	(活動活発化の過程でのレベル2、3の運用はしない) 火山活動が沈静化し、レベル4、5から引き下げる過程で、火口の出現位置等の状況に応じてレベル2、3を発表する場合がある	レベル2、3の運用を開始する際に、改めて検討する。
2		
1	(火山の状況に関する解説情報(臨時)の発表) 下記の現象を複数項目観測した場合 ・山体地下浅部のわずかな膨張を示す地殻変動 ・火山性地震の増加(発生場所、規模を考慮) ・低周波地震、火山性微動の複数回発生(発生場所、規模を考慮) ・噴気、地熱活動、湖面の変色水等の発生	左記に該当する現象が観測されなくなった場合
	【火山活動は静穏】 深さ5km前後で地震が時々発生。火山活動による地殻変動、噴気や湖面の異常などは認められない。	

- ・これまで観測されたことのないような観測データの変化があった場合や新たな観測データや知見が得られた場合はそれらを加味して評価した上でレベルを判断することもある。
- ・火山の状況によっては、異常が観測されずに噴火する場合もあり、レベルの発表が必ずしも段階を追って順番通りになるとは限らない。
- ・以上の判定基準は、現時点での知見や監視体制を踏まえたものであり、今後随時見直しをしていくこととする。